

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制と進行管理

(1) 地域福祉を推進する区民主体の委員会

本計画は、公募区民、学識経験者などで構成されている推進委員会を設置しています。この推進委員会には、専門的事項を検討する「福祉のまちづくり部会」および「権利擁護部会」を設置しています。

本計画の策定にあたっては、計画に盛り込むべき施策の方向性などについて意見を取りまとめ、区長へ報告を行いました。

計画策定後は、計画の取組状況の点検や評価などを行います。

(2) 地域福祉を推進する庁内の委員会

本計画の実施にあたり、全庁的な体制のもとに取組を進めることを目的として、庁内に検討委員会を設置しています。この委員会は、福祉部長を委員長とし、本計画の事業に関連する組織の部課長で構成します。

委員会では、各施策の推進、事業の実施にあたり、定期的に実施状況の把握、点検を行い、その結果をその後の事業の実施や計画の見直しに反映させ、PDCAサイクルを適切に運用し、基本理念の実現を目指します。

図表 PDCA サイクルの運用

